

## 大阪府循環器病対策推進懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号。以下「基本法」という。）第11条第1項に規定する大阪府の循環器病対策の推進に関する計画（以下「計画」という。）について、患者や有識者等の意見を聴取し、大阪府における脳卒中、心臓病その他の循環器病（以下「循環器病」という。）に関する対策の推進に寄与するために、基本法第21条第1項に規定する「都道府県循環器病対策推進協議会」として、大阪府循環器病対策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 懇話会は、次の事項について意見の聴取を行う。

- (1) 計画の策定及び改正に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 計画の進捗、評価に関すること。
- (4) その他、総合的な循環器病対策の推進に関すること。

### (組織)

第3条 懇話会は、循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者、救急業務に従事する者、循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者、学識経験のある者その他必要と認める者のうちから、大阪府健康医療部長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第4条 懇話会の会議は、大阪府健康医療部長が招集する。

- 2 座長は、委員の中から互選する。
- 3 座長は、懇話会を代表し、総括する。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。
- 6 委員に支障があるときは、代理人が出席することができる。

### (謝礼金)

第5条 委員及び前条第6項に規定する代理人（以下「委員等」という。）の謝礼金の額は、懇話会の出席につき日額8,300円とする。

2 委員等のうち、大阪府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、謝礼金を支給しない。

(費用弁償)

第6条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）の規定による指定職等の職務にあるもの以外の者の額相当額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、委員等の居住地の市町村から起算する。

(秘密の保持)

第7条 委員等は、職務上知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委員がその職を退いた後並びに第4条第5項により出席した委員以外の者及び同条第6項により出席した代理人が当該会議に出席した後について準用する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、大阪府健康医療部保健医療室医療対策課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、大阪府が定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月14日から施行する。